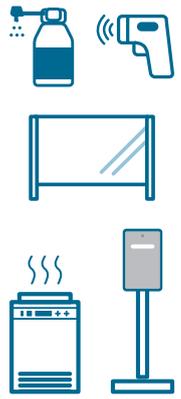


事業者の皆さんへ 6月1日（水）から受け付け開始！

感染症予防対策にかかった費用を補助します

「感染症予防対策支援補助金」

補助限度額
10万円



新型コロナウイルス感染症への対策として、事業者の皆さんには、安全な労働環境の確保や「新しい生活様式」に沿った事業の継続が求められています。村では、村内の中小企業者や個人事業主を対象に、村内の店舗等で使用する感染症予防のための衛生消耗品・機器等の購入や賃借、感染症予防対策工事の費用に対し、支援を行います。

対象となる要件

村内に店舗、事務所、工場がある中小企業者または個人事業主(村外に居住する方も対象)で▽「いばらきアマビエちゃん」の事業者登録をし、「感染症予防対策宣誓書」を掲示している▽村税に未納がない——を満たす事業者 ※副業(営業収入よりも給与収入が多い場合)等は対象外となります。



補助額

かかった費用の全額(上限10万円/事業者)

補助内容

令和4年4月1日から令和5年3月31日(金)までに、感染症予防対策のための衛生消耗品・機器等の購入や賃借、感染症予防対策工事等を実施し、支払い済みのものについて、補助します。

その他

予算に達し次第終了となりますので、お早めに申し込みください。

申し込み・問い合わせ

令和5年3月31日(金)までに、郵送または産業政策課申請書受付ボックス投函により、産業政策課産業政策推進担当(役場行政棟2階 〒319-1192 東海3-7-1 ☎282-1711 内線1269)へ申し込みください。※対象となる物品や工事など詳細は、お問い合わせいただくか、村公式ホームページをご覧ください。



感染リスクを軽減した
村民活動に利用できます

「貸切バス利用促進支援補助金」をご活用ください！



村では、村民のバス移動を伴う文化・スポーツ活動等において、貸切バス借上料の半額を補助することで、バスの利用台数を増やし3密を避けるなど、利用者の感染リスクを軽減するとともに、村内貸切バス事業者を支援します。利用を希望する方は、村内貸切バス事業者へお問い合わせの上、貸切バスを予約することで、補助額が引き下げられた金額で貸切バスを利用できます。※詳細は、お問い合わせいただくか、村公式ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】産業政策課産業政策推進担当 (☎282-1711 内線1269)

補助額

借上料の2分の1(上限7万円/台)

補助対象者

村内貸切バス事業者

対象事業

▽村内発着で日帰り▽補助対象者が所有する貸切バス▽国および茨城県、村の予算の借上料でない▽村民(参加人数の3分の1以上)または村内活動

団体等が利用▽学校、事業者等の送迎を目的としない▽学校等の遠足、修学旅行でない▽ガイドラインに基づいた予防策を講じ、感染リスクの軽減に努めた行程である——を満たす事業

その他

▽予算に達し次第終了となります。▽新型コロナウイルス感染症の状況(緊急事態宣言の発令があった場合等)によっては、補助対象とならない場合があります。